

## 第八章 弁済業務保証金

### (弁済業務保証金)

第三十一条 1 当社は、社団法人日本旅行業協会(東京都千代田区霞ヶ関三丁目3番3号)の保証社員になっております。

- 2 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の社団法人日本旅行業協会が供託している弁済業務保証金から15000万円に達するまで弁済を受けることができます。
- 3 当社は、旅行業法第二十二条の十第一項の規定に基づき、社団法人日本旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。

### (苦情の申出)

旅行者は、当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるための申出をすることができます。

記

名 称 社団法人 日本旅行業協会  
所在地 東京都千代田区霞ヶ関三丁目3番3号  
電 話 (03)3592-1266

1. 当社は旅行業法第12条の3の規定により、観光庁長官が定めた標準旅行業約款を当社の約款として定めております。
2. 当約款募集型企画旅行契約の部第三十一条2項の弁済限度額は平成18年4月1日現在のものです。

### 別表第一 取消料(第十六条第一項関係)

#### 国内旅行に係る取消料

区分	取消料(おひとり)
<b>一 次項以外の募集型企画旅行契約</b>	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目(日帰り旅行にあっては十日目)に当たる日以降に解除する場合(口から木までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合(ハから木までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合(木に掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
木 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
<b>二 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約</b>	
当該船舶に係る取消料の規定によります。	

備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。

### 別表第二 変更補償金(第二十九条第一項関係)

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたり の率(%)	
	旅行 開始前	旅行 開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下	1.0	2.0

JAL eトラベル  
プラザ

予約手帳 | JAL eOSA | 国内料金表 | 越境往復 | メッセージボード | マイル計算方法 | ログアウト | サイトご利用ガイド

[検索] [登録] [変更]

行き先で検索

空港コード: 東京国際空港

出発地: 東京国際空港

出発日: 10月 10日 木曜

検索

▶ 電子パンフレットを見る

▶ パンフレットを請求する

目的のから検索

カテゴリー一覧

ト次へ

JMB特典での決済

商品の詳細

JMB特典での決済

決済時の注意事項

- JALグループ便以外の日本発国際線を利用しているコースにつきましては、JMB特典での決済はご利用いただけません。
- JMB特典とは、JAL ID利用クーポン、JAL利用クーポン(紙)、マイルのことを指します。
- お申込みご本人以外の方のJAL ID利用クーポンまたはマイル(家族でマイルを合算した場合を含む)でのお支払いはできません。
- お申込みご本人以外の同行される方のマイル(家族でマイルを合算した場合を含む)は、JAL利用クーポン(紙)へ交換してご利用いただけます。

決済時の注意事項

- JMB特典での決済は、決済後の取り消し、コースおよび日程変更の場合、取消料の有無にかかわらず、払い戻しができません。
- ※但しシニア 健行中止の場合を除きます。
- 航空代金等とJMB特典およびJAL旅行券での決済金額との差額についてはクレジットカード、銀行振込もしくはコンビニのいずれか1つで一括でのお支払いとなります。
- 取消料にも充当できます。
- ご利用代金が「JMB特典およびJAL旅行券での決済」金額を下回る場合は、残り金をお出しすることができます。また、JAL利用クーポン(紙)、クーポンレス(マイル引換)およびJAL旅行券をご利用の際、その全額が旅行代金を上回る場合も差額を返却できませんのでご了承ください。

JAL利用クーポン(紙)でのお支払い

お手持ちのJAL利用クーポン(紙)をツアード代金のお支払いにご利用いただけます。お申込みの月末まで有効なJAL利用クーポン(紙)をJAL eトラベルプラザまで書類郵便等の販売店頭でお送りください。(送付はお客様負担となります。)

(1)申込期限: 出発日の前日から起算し、14日前

(2)支払期限: 【国内ツアー】ご出発の15日前までに届くよう、「JAL eトラベルプラザ」へご送付ください。  
【海外ツアー】ご出発の21日前までに届くよう、「JAL eトラベルプラザ」へご送付ください。

※支払期限を過ぎてのお申込みの場合は、至急ご送付ください。  
※上記に間わらず有効期限が間近な場合は、有効期限内に「JAL eトラベルプラザ」へ到着するようにご送付ください。

(3)利用限度額: 無し

※その他の利用条件

- ご利用代金が「JAL利用クーポン(紙)」より下回る場合は、残り金をお出しすることができません。
- 「JAL利用クーポン(紙)」は充買された場合、無効となります。
- 「JAL利用クーポン(紙)」によるお支払いは会員ご本人、会員の配偶者および会員の二親等以内の方がご購入された商品をご利用される場合に限ります。会員ご本人以外の方が、ご購入・ご利用になる場合は、会員との関係を示す証明書類の提示が必要な場合があります。
- 「JAL利用クーポン(紙)」を紛失した場合は再発行できません。
- 「JAL利用クーポン(紙)」の盗難・紛失または消失に対して、日本航空はその責を負いません。
- 「JAL利用クーポン(紙)」の有効期限は、マイルから交換された翌月から起算して、13ヶ月後の月末になります。有効期限を過ぎた「JAL利用クーポン(紙)」はご利用いただけませんので、ご注意ください。なお有効期限については、券面(表面)に記載されていますので、必ずお確かめください。
- 「JAL eトラベルプラザ」にてJAL利用クーポン(紙)を受取った後は、直ちに決済処理を行います。その後、決済後の返却は受けできません。また、決済後の取り消し、コースおよび日程変更の場合、取消料の有無にかかわらず、払い戻しができません。
- ※但しシニア 健行中止の場合を除きます。
- 取消手数料発生期間内での取消については、JAL利用クーポン(紙)から取消料をお支払いいただきます。
- その他のJALグループ商品券・JAL旅行券は、JAL利用クーポン(紙)とは異なりますのでご利用できません。

「JMB特典での決済」もしくは「JAL旅行券での決済」利用時の注意事項について、承諾しますか？

□ はい □ いいえ

前へ戻る 次へ

Copyright © Japan Airlines. All rights reserved.

JMB特典の定義は2行目

いいえの場合はP11へ